

第3節 振 動

第1項 調査概要

施設及び最終処分場計画地の周辺地域における振動の状況を把握するため、環境振動の調査を実施した。

また、施設における振動の発生状況を把握するため、工場振動の調査も実施した。

1 - 1 環境振動

1 - 1 - 1 調査時期

調査は表3 - 1 に示したとおり、春季から冬季にかけて各季1回実施した。

また、測定時間は24時間測定とした。

表3 - 1 調査時期

時 季	調査年月日
春 季	平成19年 4月18日～19日
夏 季	平成19年 7月23日～24日
秋 季	平成19年10月11日～12日
冬 季	平成20年 1月 8日～ 9日

1 - 1 - 2 調査地点

調査地点は前掲の図2 - 1 に示したとおり、施設周辺2地点及び最終処分場計画地周辺2地点の計4地点とした。

1 - 1 - 3 調査項目及び調査方法

調査項目は環境振動とした。調査方法は「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)に準じて実施した。

1 - 2 工場振動

1 - 2 - 1 調査時期

調査は表 3 - 2 に示したとおり、春季から冬季にかけて各季 1 回実施した。

また、測定時間は、「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則 第 22 条別表第 13」に定める時間区分の昼間と夜間に各 1 回測定を行った。

表 3 - 2 調査時期

時季	調査年月日
春季	平成 19 年 4 月 24 日 ~ 25 日
夏季	平成 19 年 7 月 9 日 ~ 10 日
秋季	平成 19 年 10 月 23 日 ~ 24 日
冬季	平成 20 年 1 月 16 日 ~ 17 日

1 - 2 - 2 調査地点

調査地点は前掲の図 2 - 2 に示したとおり、施設敷地境界 3 地点とした。

1 - 2 - 3 調査項目及び調査方法

調査項目は工場振動とし、調査方法は「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年 11 月 10 日 環告 90) によった。

第2項 調査結果

2 - 1 環境振動

振動レベルの調査結果は表3 - 3に示したとおり、全ての調査時季及び時間帯で、測定機器の保証最低値（30dB）未満であった。

表3 - 3 (1) 環境振動調査結果（春季・夏季）

時季	測定時間	地点 単位	1	2	3	4
			L ₁₀			
春季	12:00 ~	dB(Z)	<30	<30	<30	<30
	13:00 ~		<30	<30	<30	<30
	14:00 ~		<30	<30	<30	<30
	15:00 ~		<30	<30	<30	<30
	16:00 ~		<30	<30	<30	<30
	17:00 ~		<30	<30	<30	<30
	18:00 ~		<30	<30	<30	<30
	19:00 ~		<30	<30	<30	<30
	20:00 ~		<30	<30	<30	<30
	21:00 ~		<30	<30	<30	<30
	22:00 ~		<30	<30	<30	<30
	23:00 ~		<30	<30	<30	<30
	0:00 ~		<30	<30	<30	<30
	1:00 ~		<30	<30	<30	<30
	2:00 ~		<30	<30	<30	<30
	3:00 ~		<30	<30	<30	<30
	4:00 ~		<30	<30	<30	<30
	5:00 ~		<30	<30	<30	<30
	6:00 ~		<30	<30	<30	<30
	7:00 ~		<30	<30	<30	<30
	8:00 ~		<30	<30	<30	<30
9:00 ~	<30	<30	<30	<30		
10:00 ~	<30	<30	<30	<30		
11:00 ~	<30	<30	<30	<30		
夏季	12:00 ~	dB(Z)	<30	<30	<30	<30
	13:00 ~		<30	<30	<30	<30
	14:00 ~		<30	<30	<30	<30
	15:00 ~		<30	<30	<30	<30
	16:00 ~		<30	<30	<30	<30
	17:00 ~		<30	<30	<30	<30
	18:00 ~		<30	<30	<30	<30
	19:00 ~		<30	<30	<30	<30
	20:00 ~		<30	<30	<30	<30
	21:00 ~		<30	<30	<30	<30
	22:00 ~		<30	<30	<30	<30
	23:00 ~		<30	<30	<30	<30
	0:00 ~		<30	<30	<30	<30
	1:00 ~		<30	<30	<30	<30
	2:00 ~		<30	<30	<30	<30
	3:00 ~		<30	<30	<30	<30
	4:00 ~		<30	<30	<30	<30
	5:00 ~		<30	<30	<30	<30
	6:00 ~		<30	<30	<30	<30
	7:00 ~		<30	<30	<30	<30
	8:00 ~		<30	<30	<30	<30
9:00 ~	<30	<30	<30	<30		
10:00 ~	<30	<30	<30	<30		
11:00 ~	<30	<30	<30	<30		

注：調査地点は図2 - 1参照

表 3 - 3 (2) 環境振動調査結果 (秋季・冬季)

時季	測定時間	地点 単位	1	2	3	4
			L ₁₀			
秋季	12:00 ~	dB(Z)	<30	<30	<30	<30
	13:00 ~		<30	<30	<30	<30
	14:00 ~		<30	<30	<30	<30
	15:00 ~		<30	<30	<30	<30
	16:00 ~		<30	<30	<30	<30
	17:00 ~		<30	<30	<30	<30
	18:00 ~		<30	<30	<30	<30
	19:00 ~		<30	<30	<30	<30
	20:00 ~		<30	<30	<30	<30
	21:00 ~		<30	<30	<30	<30
	22:00 ~		<30	<30	<30	<30
	23:00 ~		<30	<30	<30	<30
	0:00 ~		<30	<30	<30	<30
	1:00 ~		<30	<30	<30	<30
	2:00 ~		<30	<30	<30	<30
	3:00 ~		<30	<30	<30	<30
	4:00 ~		<30	<30	<30	<30
	5:00 ~		<30	<30	<30	<30
	6:00 ~		<30	<30	<30	<30
	7:00 ~		<30	<30	<30	<30
	8:00 ~		<30	<30	<30	<30
	9:00 ~		<30	<30	<30	<30
10:00 ~	<30	<30	<30	<30		
11:00 ~	<30	<30	<30	<30		
冬季	12:00 ~	dB(Z)	<30	<30	<30	<30
	13:00 ~		<30	<30	<30	<30
	14:00 ~		<30	<30	<30	<30
	15:00 ~		<30	<30	<30	<30
	16:00 ~		<30	<30	<30	<30
	17:00 ~		<30	<30	<30	<30
	18:00 ~		<30	<30	<30	<30
	19:00 ~		<30	<30	<30	<30
	20:00 ~		<30	<30	<30	<30
	21:00 ~		<30	<30	<30	<30
	22:00 ~		<30	<30	<30	<30
	23:00 ~		<30	<30	<30	<30
	0:00 ~		<30	<30	<30	<30
	1:00 ~		<30	<30	<30	<30
	2:00 ~		<30	<30	<30	<30
	3:00 ~		<30	<30	<30	<30
	4:00 ~		<30	<30	<30	<30
	5:00 ~		<30	<30	<30	<30
	6:00 ~		<30	<30	<30	<30
	7:00 ~		<30	<30	<30	<30
	8:00 ~		<30	<30	<30	<30
	9:00 ~		<30	<30	<30	<30
10:00 ~	<30	<30	<30	<30		
11:00 ~	<30	<30	<30	<30		

注：調査地点は図 2 - 1 参照

2 - 2 工場振動

工場振動の調査結果は表3 - 4に示したとおりである。

その結果、昼間の時間帯は30dB未満～33dB、夜間は30dB未満～33dBであった。

なお、本施設は、「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則 第7条別表第6」に基づく指定施設であるため、同条例に基づく排出基準（その他の地域）を管理基準として設定しているが、今回の調査結果はいずれも同基準を満足していた。

表3 - 4 工場振動調査結果

単位：dB(Z)

時季	測定地点	測定時刻	振動レベル (L ₁₀)	時間帯	管理基準
春季	No.1	12:00 ~	<30	昼	65以下
		0:00 ~	<30	夜	60以下
	No.2	12:29 ~	<30	昼	65以下
		0:18 ~	<30	夜	60以下
	No.3	12:49 ~	31	昼	65以下
		0:41 ~	31	夜	60以下
夏季	No.1	12:00 ~	<30	昼	65以下
		23:40 ~	<30	夜	60以下
	No.2	12:23 ~	<30	昼	65以下
		1:01 ~	<30	夜	60以下
	No.3	12:47 ~	33	昼	65以下
		1:14 ~	33	夜	60以下
秋季	No.1	12:00 ~	<30	昼	65以下
		23:51 ~	<30	夜	60以下
	No.2	12:27 ~	30	昼	65以下
		0:05 ~	<30	夜	60以下
	No.3	12:50 ~	33	昼	65以下
		0:25 ~	32	夜	60以下
冬季	No.1	12:00 ~	<30	昼	65以下
		23:56 ~	<30	夜	60以下
	No.2	12:17 ~	<30	昼	65以下
		0:15 ~	<30	夜	60以下
	No.3	12:38 ~	<30	昼	65以下
		0:58 ~	<30	夜	60以下

注：調査地点は図2 - 2参照